

議会運営委員会視察

神奈川県

横須賀市議会および小田原市議会

2013年1月28日（月）～29日（火）

I. 横須賀市議会

1. 横須賀市議会事務局からの説明

(1) 経緯など

- 議会運営委員会が伊賀市議会を視察して刺激を受けた。
- 北海道栗山町議会などが議会基本条例したことが話題になり、他自治体議会においても議会基本条例制定の検討が進んでいる状況であり、横須賀市議会も条例制定を検討することとなった。
- 議会基本条例の検討にあたっては、議員研修として、岩名氏（三重県議会元議長）と出石氏（関東学院大学教授・元横須賀市職員）の講義を受けた。
- 議会基本条例検討委員会は議長の諮問機関との位置づけで、議長に答申する。
→大会派は2名、小会派は1名を委員とする。無会派からも1名がオブザーバーとして参加。

(2) 議会基本条例

- 本来、条例には上下関係はないので、議会基本条例が最高規範とは言えないが、最高規範的な位置づけで尊重する、とした。
- 議員定数は、43名→41名に減少。横須賀市の人口41万人であり、1万人に1名の割合とした。
- 地方自治法改正(H18年)により複数の常任委員会に所属できることとなったことから、三重県議会を参考として、予算委員会を常任委員会とし、議長を除く全議員をメンバーとした（本会議場で委員会を開催）。
- 議員間討議の仕組みは、意見書など採択にあたって文言調整を行う際に活用されている。議案については、会派で賛否を決めて審議に臨んでいるので、議員間討議をしても議論が深まらないという課題があった。
- 10章32条の議会基本条例は、長い方。情報公開については、会議の公開、請願者の意見陳述機会などは進歩的。
- 議会基本条例の制定後の検証は、特にしていない。地方自治法の改正への対応は検討している。

(3) 議会報告会

- 「横須賀市議会報告会および市民との懇談会実施要領」
- 公民館など市の施設で開催。会場費はかからない。
- 市民の参加人数が伸び悩んでいることが課題。
- 今後は、平日・夜だけでなく、土曜日・昼にも開催。
- 全議員で担当する。5班構成で、各常任委員会で均一になるようにクジ引き

で割り当て。

- 議会報告会にかかる予算は、幟旗5本、看板3枚、資料の用紙などで、大してかかっていない。執行残の流用で対応可能な範囲。

2. 質疑応答

Q) 文書による質問(18条)は国会の質問主意書のイメージなのか?

A) 国会の質問主意書を参考にしている。

Q) 条例は手続きなどを具体的に定めるべきものであって理念を定めるものではないとの学説もあるが、議会基本条例はどのような位置づけでとらえるか?

A) 自治基本条例は理念的であり当たり前の事が規定されているとして、否決された。自治体は自治体として考える。

前の市長は自治基本条例は、個別条例があるから必要ないとの考えだった。

Q) 選挙と議会基本条例との関係は?議会報告会で、議員個人の意見を言わないこととなっているが、市民は議員の個人的意見を聞きたいのではないか?

A) 議会としての報告なので議会での議論を報告するものとし、議員個人の意見は個人の市政報告で行えばよいという考え方が多数派。ただし、議員の中でも議論のあるところ。なお、市民から個人的見解について質問があれば、「個人的見解」との断りの上、自分の考えを述べている。

Q) 議決事件の追加(19条)について、報告案件を議決事件にすることが全国的に広がっているが、横須賀市議会での取り扱いは?

A) 契約案件について、予定価格が2億円以上の案件で議決が必要との定めがあるが(地方自治法96条1項8号)、今のところこの下限価格を下げるなどの動きはない。19条に関する具体的な案件は今のところない。

Q) 最高法規的(2条)は、憲法41条以降の「統治」に関する規定のイメージか?

A) 条例に上下関係がないということから、最高法規的というのはそもそもおかしいという考え方がある。憲法のイメージで考えていた訳ではない。

Q) 議員定数(5条)の考え方は?市議会議員の数は多すぎるという市民の声が

ある中でどのように答えたのか？

A) 減らしていかないといけない。明確な根拠はないが、1万人に1人を目安にした。

Q) 予算決算常任委員会では予算案・決算案を分科会で審議しているのか？また、補正予算も予算決算常任委員会に付託されて審議しているのか？

A) 他の分野別常任委員会がメンバーとなっている分科会で予算決算の審議を行っている。

補正予算も予算決算常任委員会で審議している。予算決算常任委員会の分科会は、分野別常任委員会の日に続けて開催。

当初予算の審議は、各分科会で3日間ぐらい。

1) 予算決算常任委員会の理事会は、分野別常任委員会の正副委員長＋議長＋議運委員長で構成。理事会は、本会議の運営を議会運営委員会で審議決定するように、予算決算常任委員会の運営を審議決定する。理事会で、議案のどの部分をどの分科会で審議するかを審議決定。

2) 分科会（2分科会を同時開催×3日間＝6日間で審議）を開催

3) 理事会で本委員会の議事運営を決定

4) 本委員会：質疑＋討論

Q) 会議公開の原則（11条）について、議会運営委員会の議事録も公開されるのか？代表者会の議事録はどうか？本会議に加えて委員会もインターネット中継しているのか？

A) 代表者会（代表者会は選挙直後の議会運営委員会が構成される前に開催）も傍聴を認めている。議会運営委員会はインターネット中継をしていないが、それ以外の委員会は中継。議会運営委員会の議事録は要点が公開されており、全文も情報公開請求すれば閲覧できる。議会運営委員会も代表者会も傍聴可能である。

Q) 請願者が意見陳述する機会を設けることの意義は？

A) 意見陳述は、委員会でやるかやらないかを決定。意見陳述については概ね書面を読めば分かるので、余程のことがない限り意見陳述の意義は薄いと見える。

Q) 一問一答式を導入した効果は？総括式と一問一答式のそれぞれの選択率は？

A) 傍聴者から総括式では分かりにくいとの意見があり、一問一答式の導入が

検討された。一問一答式の方が傍聴者に分かり易いとの感想がある。導入当初は総括式を選択する議員もそれなりにいたが、最近では8割方が一問一答式を選択。

- Q) 議会報告会の参加人数が少ないとのことだが、対策は？単に審議結果の報告なら議会報告会で議員個人の意見を言わないのであれば消化不良になって次回から参加しないのではないか。
- A) 参加者が少ない理由が分かっていない。広報方法が悪いのか、市民の意識が低いのか、原因が分からないので、有効な対策も立てられない。議員の回答に満足している訳ではなくても、意見を聞いてもらえたことに満足している様子が見える。

3. 所感

- 議会基本条例の制定の経緯を見ると、作業を始めてから条例可決まで約1年半でした。一方で、伊丹市議会の議会改革特別委員会は既に2年近くやっている。横須賀市議会のスピード感を大いに参考にしたい。
- 昨年7月に議会改革特別委員会で訪問した松本市議会・塩尻市議会では、議員が説明して下さったので、ざっくりと本音を語って下さったが、今回は議事課担当者からの説明で、少々建前論のような説明が多かった。
- 地方議会改革で一般的にいわれているイシューについては、一般的に言われる懸念をクリアしつつ実行されているようである。先行事例として大いに参考にしたい。

Ⅱ. 小田原市議会

1. 小田原市議会からの説明

(1) 議会改革・議会基本条例

- 全国市議会議長会法制参事の本橋謙治氏を講師として招いて議員研修を行った。また、議会改革についての市民フォーラムを開催し、早稲田大学マニフェスト研究所北川正恭教授に基調講演いただいた。
- 条文が全部で14条と少ないのは、できそうもない高い目標を掲げるよりは、できることから着実に実施していこうという考え方による。
- 最高規範性は議員が不要との意見であり、盛り込まれなかった。

(2) 予算決算審査

資料に基づいて説明。

- 書類審査方式＋委員会審査方式
- 常任委員会のメンバーで構成される分科会で審査。
- 予算決算特別委員会の委員長は副議長、副委員長は議運委員長。

2. 質疑応答

Q) 会派(6条)の存在意義は？交渉会派は3人以上とした理由は？

A) 交渉をまとめる、合意形成の手段として、会派の役割があるし、機能していると考えている。3人にした理由は特にない。

Q) 情報の公開(8条)に関して、代表者会(6条4項)なども公開しているのか？

A) 代表者会も公開している。ただし、人事案については公開していない。

Q) 議会基本条例を制定する際に、議会改革に熱心な議員とそうでない議員との温度差が課題となるが、どのように克服したのか？議会改革に関する議員研修の効果は？

A) 議会改革特別委員会のメンバーは全員熱心であった。メンバーでない議員の中には熱心でないものもいたかもしれないが、会派の代表が議会改革特別委員会に入っているため、そこを通じて議論に参画していた。

Q) 議会改革の究極の原動力は市民の関心だと考えるが、議会改革に対して市

民はどのような反応を示したか？

- A) 毎回傍聴に来る熱心な市民がいた。
- Q) 議員定数の考え方は？人口は 19 万 7 千人、定数 28 名は、小田原市と伊丹市で同じである。
- A) 議員を減らすことが良いという風潮があるが、市民の声を届けるのが議会の役割なので、議員を減らすことが必ずしも良い訳ではないと説明している。議員定数の削減については選挙の前年に議論している。
- Q) 予算の中で現地視察があるが、選定方法は？視察結果の賛否への反映は？
- A) 視察を受けて賛否が変わったことはある。廃校後の校舎活用の議案では、分科会審査の段階では賛否が拮抗していたが、現地視察で反対派に流れた。
- Q) 10 条と 11 条について、市長に対して情報提供を求められることとなっているが、具体的な例はあるか？
- A) 具体的な活用例はない。大学教授などの専門家による専門的知見の活用の例もない。
- Q) 分科会方式を導入した結果、どのように変わったか？
- A) 終了時間は大きな違いはない。全委員が決算に関わることができるようになったことがメリット。

3. 所感

- 小田原市議会では、インターネット中継や一問一答方式、議案に対する各議員の賛否、委員会における請願者の意見陳述など議会改革の基本的メニューは平成 21 年までに実施していた。この点を比較すると、伊丹市議会は一回り（1 期 4 年）以上遅れていることになる。できることは、急いでやるべきと感じた。

以 上